

第4回 埼玉県水道広域化検討委員会 議事概要

日 時 平成22年2月19日(金) 9:30~11:30

場 所 さいたま共済会館502会議室

出席者 滝沢智委員(委員長)、長岡裕委員(副委員長)、安藤陽委員、安藤茂委員、萩原淳司委員、大島県企業局水道業務課長(オブザーバー)

議 事

- (1) 課題と対応策について
- (2) 埼玉県水道広域化検討のまとめについて
- (3) 知事への提言について

議事(3)は埼玉県水道広域化検討委員会設置要綱第8条ただし書きに基づき非公開。

配布資料

第3回水道広域化検討委員会議事概要

資料1 課題の検証

埼玉県水道広域化検討委員会報告書(案)【非公表】

概 要

- (1) 課題と対応策について

【事務局から説明】

・「資料1 課題の検証」について説明

【委員からの主な意見等】

資料1の位置づけはどうなっているのか。報告書にも資料1に関する記載があるが、今後はどのように扱われるのか。また、課題に対する対応策のうちどれを実行するのかは、実行時に改めて選択することでよいか。

水道広域化協議会から提案された報告書を検討委員会で評価してもらい、提案された意見として記載させて頂いている。課題と対応策については、今回委員から出された意見は報告書の中に盛り込むことになる。

p.2の「技術力の確保」として、事業者の視点から「第三者委託による浄水場維持管理業務の検証体制の確保」とあるが、民間の視点からの技術力確保に関する課題もあり、その対応策も必要である。「制度上の問題」の国庫補助制度の創設として具体的に「集中監視装置の～」と

表現しているが、限定的な表現は避け、「水道事業運営の広域化の視点からの」とした方がよいと考えられる。
意見の通り修正する。

p.3 で一部事務組合化するとなっているが、既存の一部事務組合及び企業団は今回の広域化の対象外なのか。
既存の一部事務組合及び企業団も各市町村事業体と同様の扱いであり対象。

p.3 で当面の間「経営の一体化」すると説明があったが、当面の間とは具体的にはどの位の期間か。
H27 以降の統合推進期間中に「経営の一体化」の形態をとり、水平統合の前倒しを目指す。

p.3 「経営の一体化」において、「各市町村が構成員となり、各議会への報告も可能」という表現があるが、議会へは報告するのみでなく、議会で審査が可能であることを明確にするべき。
意見の通り修正する。

既存の一部事務組合及び企業団の議員が新たな一部事務組合及び企業団の議員になるのか。
企業団の形式には、既存企業団の議員の代表が新たな企業団の議会を形成する形式と、皆野・長瀬上下水道組合のように個々の町の議会に対し報告し、審議される形式の2通りがあり、いずれの形式でも実施可能。

「経営の一体化」の状態では、A市の議員がB市の水道事業に対して意見を述べるのが可能となるが、様々な問題が生じると予想される。

p.3 の「経営者は同組織」と「経営者は同じ」は何が違うのか。また、「経営者は同組織」とはどういった意味か。分かりにくいので表現を工夫するべきである。水道法上の認可を1つにするか、バラバラのままかを明記することでも違いを明確に出来る。
「経営者は同組織」とは経営者は1人で、1つの組織の中に複数の事業が存在することを表現している。指摘の通り表現が分かりにくいいため、表現を変更する。なお、認可に関しても、「経営の一体化」の期間は、複数存在することとなる。

(2) 埼玉県水道広域化検討委員会報告書(案)について

【事務局からの説明】

- ・「埼玉県水道広域化検討委員会報告書(案)」について説明

【委員からの主な意見等】

p.17 の統合推進期間に議事(1)で検討した「経営の一体化」の形態についても明記するべきである。

垂直統合ブロックは15年後、水平統合ブロックは20年後に水平統合を実施する計画について、統合に向けた課題の中で料金統一が最も大きな課題と考えるが、そのほかにも技術的に大きな課題があるのか。統合を実施していくためには、各構成市町村の意識の統一が最重要であり、垂直統合のブロックは広域化に対する意識も高く、統合目標時期を5年早く設定した。水平統合ブロックについても、早期に水平統合できるように努力する。なお、老朽化施設の更新対策として行う施設の統廃合については、20年後からの更新時期以降に効果が現れるので、前倒ししても効果がすぐ出るものではない。

p.10 図より、H42年までの20年間にもこれまで以上の建設改良費が必要と予測されている。県内の水道事業体の経営状況を見るとH42までの20年間にこれまで以上の投資をすることは難しい事業体が多く、水平統合に支障が出ないように県でリーダーシップをとって欲しい。

現状評価について県企業局のデータを含めなかった理由を明確に記述すべき。

報告書の以下の点について表現方法又は構成を改めるべきである。

- 1) 報告書 p.13 以前の「主な意見」の項に分析結果が記載されているので、分析結果と委員の意見は分けて整理すること。
 - 2) 報告書に「主な意見」を記載するのは違和感がある。「主な意見」を溶け込ませた形の報告書にすること。
 - 3) 協議会の素案を検討委員会へ提案しているために「主な意見」という形式をとったのであれば、「主な意見」は叱咤激励する内容が多いので努力目標として残すこと。
- 1) ~ 3) は構成を含めて再考し、再度確認を依頼する。

4)p.13 ア、イは課題であるので「～望まれる。」という表現ではなく、「現状のまま推移すれば～のようになる。」とすること。

5) 広域化のメリットが項目ごとに記載されているが、1箇所まとめて標記すること。特に CO₂ 排出量を 7.5%削減できることについてはもっとアピールした方がよい。

6) 報告書の対象者を誰にするかにより異なるが、県民を対象とする場合には県の特徴でもある用水供給と末端給水の給水システムの概要についても記載すること。

7)p.4 主な意見として「石綿セメント管の残存率は、水準的には全国平均を下回る程度であるが、率としては全国ワースト3位であり、～」とあるが、2つめの「率」は「残存延長」ではないか。

残存延長に訂正する。

(3) 知事への提言について

・知事への提言内容について検討した。

(埼玉県水道広域化検討委員会設置要綱第8条ただし書きに基づき非公開。)

連絡事項

・次回、第5回検討委員会は、提言を予定しており、3月23日でお願います。